

利用権設定等申出書

捨印	捨印
印	印

別添のとおり利用権の設定をしたいので、熊本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づいて申し出ます。

利用権の設定を受ける者 (借受人)	氏名・名称	生年月日	電話番号
	印		
利用権を設定する者 (貸付人)	氏名・名称	生年月日	電話番号
	印		

チェック欄	
<input type="checkbox"/>	被保険者
<input type="checkbox"/>	受給権者
<input type="checkbox"/>	納税猶予
チェック欄	
<input type="checkbox"/>	被保険者
<input type="checkbox"/>	受給権者
<input type="checkbox"/>	納税猶予

聴取確認欄

1. 通作距離

1 km未満	1
1～10 km	2
10～20 km	3
20～30 km	4
30 km以上	5

2. 権利の種類

賃借権設定(通年)	1
賃借権設定(期間借地)	2
賃借権の移転	3
使用貸借による権利設定(通年)	4
使用貸借による権利設定(期間借地)	5
使用貸借による権利移転	6
経営受委託	7
転貸	8

3. 借受人の分類

個人	世帯員	1	
	その他	2	
法人	農地所有適格法人	3	
	農業法人	県公社	4
		農協	5
	農協	6	
	市町村	7	
	その他の法人	8	

4. 貸付人の分類

個人	1	
農地所有適格法人	2	
農業法人	県公社	3
	農協	4
農協	5	
市町村	6	
その他の法人	7	

5. 中心経営体該当の有無(借受人)

有	1
無	2

6. 権利の設定・移転の事由(貸付人)

経営移譲年金の受給のため	1
農業廃止	2
兼業による経営縮小	3
高齢化による経営縮小	4
病気等で労力不足	5
耕作不便・低生産地のため	6
集約部門への転換のため	7
相手方の要望	8
その他	9

7. 経営規模

	借入	貸入
不耕作	1	1
0.3 ha 未満	2	2
0.3～0.5	3	3
0.5～0.7	4	4
0.7～1.0	5	5
1.0～1.5	6	6
1.5～2.0	7	7
2.0～2.5	8	8
2.5～3.0	9	9
3.0～5.0	10	10
5.0～7.5	11	11
7.5～10.0	12	12
10.0～15.0	13	13
15.0 ha 以上	14	14

8. 経営改善計画の認定の有無(借受人)

有	1
無	2

利用権設定関係（経営受委託、移転及び転貸を除く）

1. 各筆明細

受付コード		利用権の設定を受ける者（A） （借受人）	氏名・名称 （代表者）	（同意印） 印	住所
区分	1 新規 2 再設定	利用権を設定する者（B） （貸付人）	氏名・名称 （代表者）	（同意印） 印	住所

この利用権設定に関して、農業委員・推進委員の仲介があった場合は、この欄に署名をもらってください。

委員氏名

利用権を設定する土地（C）				（D）					利用権を設定する土地の（B）以外の権原者等（E）			備考					
所在			現況地目	面積 ㎡	利用内容	始期		存続期間	借賃		借賃の支払方法	利用権の種類	住所	氏名（同意印）	権原の種類	その他	
大字	字	地番				始	終		1 10a当り	2 1筆当り							1 現金
						年 月 日から			円	1 現金	1 貸借権					（支払期限）	
						年 月 日まで			(kg)	2 口座物納	2 使用貸借権			印			毎年
						年 月 日から			円	1 現金	1 貸借権						
						年 月 日まで			(kg)	2 口座物納	2 使用貸借権			印		金融機関名	
						年 月 日から			円	1 現金	1 貸借権						（
						年 月 日まで			(kg)	2 口座物納	2 使用貸借権			印		）	
						年 月 日から			円	1 現金	1 貸借権						
						年 月 日まで			(kg)	2 口座物納	2 使用貸借権			印			
						年 月 日から			円	1 現金	1 貸借権						
						年 月 日まで			(kg)	2 口座物納	2 使用貸借権			印			
						年 月 日から			円	1 現金	1 貸借権						
						年 月 日まで			(kg)	2 口座物納	2 使用貸借権			印			
						年 月 日から			円	1 現金	1 貸借権						
						年 月 日まで			(kg)	2 口座物納	2 使用貸借権			印			

3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

氏名・名称		利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（G） ㎡		利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目（H）	年齢	歳	農作業従事日数	日
利用権の設定等を受ける土地の面積（F） ㎡					利用権の設定等を受ける世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況（I）			
		農地	自作地	世帯員（構成員）	農業従事者（うち15歳以上60歳未満の者）		雇用労働力 年間延日数	
人	補助者			主として農業に従事する者	人（人）	日		
その他	借入地		従として農業に従事する者	人（人）				

2. 共通事項
※裏面

2 共 通 事 項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の支払猶予
利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (2) 借賃の減額
利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により収益が減少したときは、乙は甲に対し低下割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。
- (3) 解約に当たっての相手方の同意
甲及び乙は、賃借権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (4) 転貸又は譲渡
乙は、あらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (6) 租税公課の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
- (7) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
エ 乙は、イによる場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- (9) 利用権取得者の責務
乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (10) その他
この農用地利用集積計画の定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。
- (11) 解除条件付貸借の場合の追加事項
解除条件付（農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による）賃借権又は使用貸借による権利の設定を行う場合は、以下の項目を追加する。
- (12) 契約の解除
甲は、乙が目的物を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。
- (13) 貸借が終了した場合の原状回復
貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から60日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が現状に復することができないときは、甲が現状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。
- (14) 違約金の支払い
甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。
- (15) 利用状況の報告
乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しもあわせて）同意市町村の長に提出しなければならない。
ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況
カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況
キ その他参考となるべき事項

熊本市長 様

利用権設定等申出書

見本

別添のとおり利用権の設定をしたいので、熊本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づいて申し出ます。

捨印	捨印

利用権の設定を受ける者 (借受人)	氏名・名称	生年月日	電話番号
	熊本 太郎	S31.6.30	090-△△△△-△△△△
利用権を設定する者 (貸付人)	氏名・名称	生年月日	電話番号
	肥後 花子	S31.6.5	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 096-〇〇〇-〇〇〇〇

念のため、訂正用の印を
それぞれにお願いします

- チェック欄
- 被保険者
 - 受給権者
 - 納税猶予

聴取確認欄

1. 通作距離

1 km未満	1
1～10 km	2
10～20 km	3
20～30 km	4
30 km以上	5

2. 権利の種類

賃借権設定(通年)	1
賃借権設定(期間借地)	2
賃借権の移転	3
使用貸借による権利設定(通年)	4
使用貸借による権利設定(期間借地)	5
使用貸借による権利移転	6
経営承継	7

該当箇所には○。使用は無料の意味

3. 借受人の分類

個人	世帯員	1
	その他	2
法人	農地所有適格法人	3
	農業法人	4
	県公社	4
	農協	5
	農協	6
	市町村	7
	その他の法人	8

4. 貸付人の分類

個人	1
農地所有適格法人	2
農業法人	3
県公社	3
農協	4
農協	5
市町村	6
その他の法人	7

5. 中心経営体該当の有無(借受人)

有	1
無	2

6. 権利の設定・移転の事由(貸付人)

経営移譲年金の受給のため	1
農業廃止	2
兼業による経営縮小	3
高齢化による経営縮小	4
病気等で労力不足	5
耕作不便・低生産地のため	6
集約部門への転換のため	7
相手方の要望	8
その他	9

7. 経営規模

	借入	貸入
不耕作	1	1
0.3 ha未満	2	2
0.3～0.5	3	3
0.5～0.7	4	4
0.7～1.0	5	5
1.0～1.5	6	6
1.5～2.0	7	7
2.0～2.5		
2.5～3.0		
3.0～5.0		
5.0～7.5		
7.5～10.0		
10.0～15.0	13	13
15.0 ha以上	14	14

現在耕作されている面積
に○を付けて下さい。

8. 経営改善計画の認定の有無(借受人)

有	1
無	2

利用権設定関係（経営受委託、移転及び転貸を除く）

1. 各筆明細

見本

利用権の設定を受ける者（A） （借受人）	氏名・名称 （代表者）	熊本 太郎	(同意印)	住所	熊本市〇区〇〇町〇〇番地
区分	1 新規 2 再設定	利用権を設定する者（B） （貸付人）	氏名・名称 （代表者）	住所	熊本市〇区〇丁目〇番〇〇号
			肥後 花子		

この利用権設定に関して、農業委員・推進委員の仲介があった場合は、この欄に署名をもらってください。

委員氏名 **大原 大二郎**

この利用権設定に関して、農業委員・推進委員の仲介があった場合は、この欄に署名をもらってください。

捺印をお願いします

利用権を設定する土地（C）						(D)				利用権を設定する土地の（B）以外の権原者等（E）			備考		
所在			現況地目	面積㎡	利用内容	始期 終期	存続期間	借 賃		借賃の支払方法	利用権の種類	住 所	氏名（同意印）	権原の種類	その他
大字	字	地番						1 10a当り 2 1筆当り	円						
〇区	〇〇町字〇〇	〇〇番	田	1,050	米	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	5年	60	円	1 現金 2 口座 3 物納	1 賃借権 2 使用貸借権	熊本市〇区 〇〇町〇〇号	伊東 令子	伊東 相続	(支払期限) 毎年
〇区	〇〇町字〇〇	〇〇番	畑	620	大豆	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	5年		円	1 現金 2 口座 3 物納	1 賃借権 2 使用貸借権	鹿児島市〇〇町 〇丁目〇〇〇号	肥後 隆	肥後 相続	〇月末日
〇区	〇〇町字〇〇	〇〇番	畑	500	メロン	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	5年	15,000	円	1 現金 2 口座 3 物納	1 賃借権 2 使用貸借権		伊東 印		
〇区	〇〇町字〇〇	〇〇番	畑	180	メロン	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	5年	15,000	円	1 現金 2 口座 3 物納	1 賃借権 2 使用貸借権		印		金融機関名

※ 当事者間で相談のうえ、ご記入ください。
存続期間は、必ず記入してください。
始期・終期については、空白でも結構です。

※ 相続未登録の場合、持分割合の合計が2分の1を超える
相続権利者の記入・同意印が必要です。

〇〇銀行
〇〇支店

借受人

3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

氏名・名称	熊本 太郎			年齢	61 歳	農作業従事日数	250 日	年間おおむね 60~149日 の方が対象
利用権の設定等を受ける土地の面積（F）㎡	利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（G）㎡	利用権の設定等を受ける者の主たる経営作物（H）	利用権の設定等を受ける世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況（I）	世帯員（構成員）				
農地	2,350	自作地	12,700	4 人	農業従事者（うち15歳以上60歳未満の者）		雇用労働力 年間延日数	年間おおむね 60日未満の方が対象
その他		借入地	1,000		農業専従者	2 人（ 1 人）		
			水稻+穀物+果樹	補助者	主として農業に従事する者	1 人（ 人）	260 日	社員、アルバイトなどを雇用されている場合。
					従として農業に従事する者	1 人（ 人）		

不明の場合には、空白で結構です。

2. 共通事項
※ 裏面

年間の作業日数

年間おおむね
150日以上
の方が対象

年間おおむね
60~149日
の方が対象

年間おおむね
60日未満の方が対象

社員、アルバイトなどを雇用されている場合。